

最高裁主要判例解説 【売買に関する判例—瑕疵（土地・建物・権利・制限・他）】

民法566条3項の1年の性質・損害賠償請求権の 除斥期間と裁判上の権利行使の要否

（平成4年10月20日最高裁第三小法廷判決）

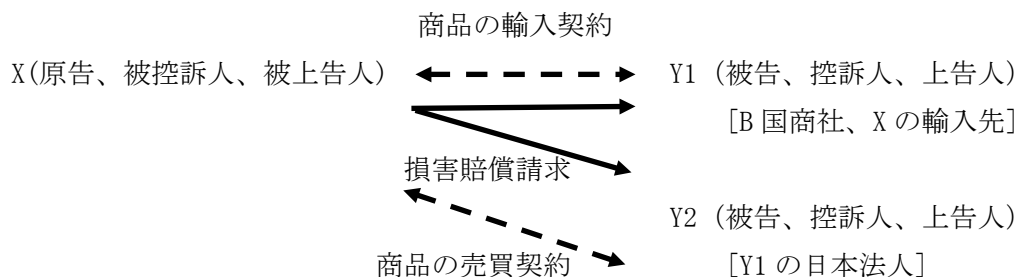
横浜市立大学 客員教授 周藤 利一

本稿は、去る令和4年11月2日にご逝去されました故周藤利一氏よりご生前にお預かりしていたものであり、ご遺族のご了解のもと、ここに掲載させていただくものです。ご遺族のご厚意に感謝申し上げますとともに、故周藤利一氏のこれまでの多大なるご貢献に感謝申し上げます、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。（調査研究部）

判決のポイント

- ① 民法566条3項にいう1年の期間は、除斥期間であるとされたこと。
- ② 瑕疵担保による損害賠償請求権を保存するには、その請求権の除斥期間内に、売主の担保責任を問う意思を裁判外で明確に告げることをもって足り、裁判上の権利行使をするまでの必要はないとされたこと。

当事者の関係図



1. 事案の概要

- (1) Xは、主に靴下の卸を業とする商社であるが、昭和50年頃より、訴外Aを輸入代行者として、Y1（B国商社）からB国製靴下類の輸入取引を行うようになった。その取引額は、年間3～6億円に上り、Xは、Y1からその取引額の大きさ故に感謝状の贈呈を受けたこともあった。
- (2) XはY1から、昭和53年10月、靴下を買い入れる旨の契約をなし、昭和54年2月から10月にかけて輸入した。Xは、昭和54年末ころより、Y1に対し、同商品については瑕疵があるとのクレームを申立てていたところ、X代表者は、訴外Aの担当者と共に、昭和55年2月26日及び同月27日、B国所在のY1本社ビルに赴き、商品の輸入先であるY1海外事業部長らと商品の瑕疵の

問題について話し合った。Xは、この際、携行のトランク一杯の瑕疵ある商品だという靴下やパニーストッキングをY1側に提示した。これに対してY1側は、提示された商品とY1がXに対して売渡した商品との同一性に疑念を抱きつつも、Xが取引額の大きい有力な取引先であることから将来の継続的取引関係を考慮し、500万円の補償を申し出たが、Xは、1,300万円を主張して結局合意には至らなかった。

(3) Xは、昭和54年9月2日、Y1の日本法人子会社であるY2からB国製パニーストッキングを買い入れた。Xは、Y2から商品の引渡しを受けた後、訴外Cに売却したが、その直後の昭和54年末から翌55年初めにかけて、売渡し先から、商品には瑕疵があるため返品する旨の苦情を相次いで受けた。Xは、売渡し先から商品を取り寄せるなどして見分したところ、瑕疵のあるものが多数混在していることが確認され、XがY2から買入れた商品全体のほぼ3分の2が商品価値のないものであった。そこで、Xは直ちにY2にその旨申入れをなし、売渡し先と交渉して、引取りの要求を抑えたものの、値引き要求には応諾せざるをえなくなり、また、まだ売却していなかった品物についても、単価610円で転売しうるはずであったのに、到底まともな商品として売却することができないため、やむなく傷物として訴外Dに対し、単価200円で売却した。

(4) Xは、Y1に対し407万4,600円、Y2に対し2,453万8,682円の支払いを求めて、損害賠償請求訴訟を提起した。

(5) なお、外国法人であるY1に対する裁判管轄の問題、準拠法の指定の問題については、本稿の趣旨からはずれるので触れないこととする。

2. 第一審判決・第二審判決

(1) 第一審判決

第一審判決は、Y1に対する請求について、Y1にとってXはその取引額の多さゆえ感謝状の対象になるほどの取引先であって、500万円に関する申入れは、継続的な取引関係を考慮してのものであって、商品の瑕疵を認めたくえでのものではなかったものであり、商品の瑕疵を理由とする損害賠償の請求は理由がないとした。

Y2に対する請求については、次のように述べて金407万4,600円及びこれに対する昭和58年12月15日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払うよう命じた（昭和61年12月24日大阪地裁判決、民集46巻7号1135頁）。

- ① X主張の損害額合計は、全て本件商品の瑕疵に基づく損害というほかはない。
- ② Xの受けた損害のなかには、転売による得べかりし利益も含まれているところ、Xは靴下類の卸売を目的とする会社であり、本件商品も転売目的で買い受けたものであり、その事実はY2も知悉していたことが認められ、かかる場合、Xの受けた右損害は全て賠償請求の対象に含まれると解するのが相当である。
- ③ （商法526条は、商人間の売買において目的物に瑕疵があった場合、その損害賠償請求権は6か月以内に行使しなければならないと規定するが、Xは、本件売買による損害の最終発生日である昭和55年3月4日から3年以上も経過した昭和58年2月7日に本件訴状を提出して損害賠償請求権を行使したのであるから、Xの損害賠償請求権の行使は不適法であるとのY2の抗弁について）本件商品を検査するには、セロハン袋詰のまま瑕疵を発見することは困難

であるから、これらを順次開封したうえ、最終的にはセロハン袋を開いて折畳んだものを延展しなければならないこととなるが、そのように開封すれば、これを原状に復するためには開封の際、セロハン袋が破れずかつ皺がよらないようになどしなければならず、又原状に復する際には商品を皺のないよう折畳みこれをセロハン袋に体裁よく入れなければならないことが認められるから、本件商品の検査は物理的に可能であったとしても、経済的、営業的には不可能であって、結局は消費者が購入後着用の際に始めて瑕疵を発見することができるものというべきであるから、Xが転売先から瑕疵ある旨の通知を受けた時点で直ちにこれをY2に通知すれば足りるものといわなければならない。そして、Xが転売先から通知を受けて直ちにY2に対し通知をしたことは認定したところである。そうであるから、Y2の通知義務違反の主張は理由がない。

(2) 第二審判決

Y2が控訴したところ、第二審は、次の点を追加したほかは、第一審判決の理由を引用して、控訴を棄却した（昭和63年7月29日大阪高裁判決、民集46巻7号1171頁）。

・Y2がその主張の根拠とする商法526条は、商人間の売買における買主の目的物に対する検査及び瑕疵あるときの通知義務に関する規定であり、これを怠った時に損害賠償請求等をし得なくなるというのであって、Y2主張のごとく損害賠償請求権の不行使によるその請求権の消滅に関する規定ではないから、右法条を根拠とするY2の主張はそれ自体失当といわざるを得ない。

3. 最高裁判決

Y2が上告したところ、最高裁は次のように判示して、原判決を破棄し、大阪高等裁判所に差し戻した（最高裁三小平成4年10月20日判決、民集46巻7号1129頁、裁時1085号1頁、判例タイムズ802号105頁、判例時報1441号77頁、金融法務事情1343号34頁、金融商事判例912号4頁）。

- (1) Xは、昭和61年10月8日に破産宣告を受けていたが、原審口頭弁論終結後の平成2年3月28日に破産廃止決定があり、その後右決定が確定している。
- (2) XはY2に対し、Y2から購入した商品に瑕疵があったと主張して、本訴で、その損害賠償請求額の残額407万4,600円とこれに対する遅延損害金の支払を請求している。
- (3) 右請求に対し、Y2は、次のとおり主張した。本件売買は商人間の取引であるから、買主であるXには、商品の引渡しを受けた時点で遅滞なくその検査を行い、瑕疵があったときは、これを売主であるY2に通知すべき義務があった。しかるに、Xは、昭和54年9月27日にY2から目的物の引渡しを受けその後相当の期間を経過したにもかかわらず、右通知を怠った。したがって、XはY2に対し、本件損害賠償請求権を有しない。商法526条によれば、商人間の売買において目的物に瑕疵があった場合、その損害賠償請求権は遅くとも6か月以内に行使されなければならないが、Xは、本件売買による損害の最終発生日である昭和55年3月4日から3年以上も経過した昭和58年12月7日に本件訴状を提出して本件損害賠償請求権を行使したのであるから、Xの本訴請求は不適法である。
- (4) Y2の右主張に対し、原審は、Xは、昭和54年12月末ないし翌55年1月初めに本件売買目的物の転売先から通知を受けて瑕疵を発見し、直ちにY2に対しその通知をしたとの事実を認

定した上、商法526条は、商人間の売買における買主の目的物に対する検査及び瑕疵ある場合の通知義務に関する規定であり、これを怠ったときは損害賠償を請求し得なくなるというものであって、権利の不行使による損害賠償請求権の消滅に関する規定ではないから、商法526条を根拠とするY2の主張はそれ自体失当であるとして右主張を排斥し、請求に係る損害金全額とこれに対する遅延損害金の一部を認容した一審判決を支持して、Y2の控訴を棄却した。

- (5) しかし、原審の右判断は、是認することができない。その理由は、次のとおりである。商法526条は、商人間の売買における目的物に瑕疵又は数量不足がある場合に、買主が売主に対して損害賠償請求権等の権利を行使するための前提要件を規定したにとどまり、同条所定の義務を履行することにより買主が行使し得る権利の内容及びその消長については、民法の一般原則の定めるところによるべきである。したがって、右の損害賠償請求権は、民法570条、566条3項により、買主が瑕疵又は数量不足を発見した時から1年の経過により消滅すると解すべきであり、このことは、商法526条の規定による右要件が充足されたこととは関わりがない。そして、この1年の期間制限は、除斥期間を規定したものと解すべきであり、また、右各法条の文言に照らすと、この損害賠償請求権を保存するには、後記のように、売主の担保責任を問う意思を裁判外で明確に告げることをもって足り、裁判上の権利行使をするまでの必要はないと解するのが相当である。

これを本件についてみるのに、原審の確定したところによれば、Xは昭和54年12月末ないし翌55年1月初めに、本件売買目的物に瑕疵があることを知ったものであるところ、その瑕疵があったことに基づく損害賠償を求める本訴を提起したのは、右の最終日から1年以上を経過した昭和58年12月7日であったことが記録上明らかである。そうすると、除斥期間の経過の有無について何ら判断することなく、Xの請求を認容すべきものとした原判決には理由不備の違法があり、原判決はこの点において破棄を免れない。そして、右に説示したところによれば、1年の期間経過をもって、直ちに損害賠償請求権が消滅したものであることはできないが、右損害賠償請求権を保存するには、少なくとも、売主に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要がある。本件についても、Xが売買目的物の瑕疵の通知をした際などに、右の態様により本件損害賠償請求権を行使して、除斥期間内にこれを保存したものであるということができるか否かにつき、更に審理を尽くさせるため、Y2の民訴法198条2項の裁判を求める申立てを含め、本件を原審に差し戻すこととする。

4. 解説

(1) 問題の所在

本件事案は、動産の売買契約において発生したものであるが、問題の所在は不動産の売買契約の場合と同様であるので、本稿で取り上げることとした。

具体的には、次のような論点がある。

① 民法566条3項にいう1年の期間の意義

本件事案当時の民法566条は、地上権等がある場合等における売主の担保責任を規定し、同法

570条により売買の目的物に隠れた瑕疵があったときに準用される。すなわち、売主の瑕疵担保責任を規律する規定である。そして、566条3項は、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から1年以内にしなければならないと規定する。そこで、この1年という期間の意義は何かが問題となる。

② 瑕疵担保による損害賠償請求権を保存するための権利行使の方法

上記の問題に加えて、瑕疵担保による損害賠償請求権を行使する具体的な方法は何かという問題がある。

③ 商法526条の検査通知義務と民法上の規律の関係

商法526条は、商人間の売買において買主は目的物を検査しなければならないという検査義務と、瑕疵を発見したときは売主に通知しなければならないという通知義務を規定するとともに、これを怠ったときは損害賠償請求等ができない旨規定する。この商法上の規律と民法上の規律との関係が問題となる。

なお、本件事案は、民法（債権法）改正前のものであり、以下ではまず、当時の法制上の論点を解説した後に、現行法上どのように理解すべきかについて述べることにする。

(2) 民法566条3項の期間制限：出訴期間か権利保存期間か

民法566条3項にいう1年の期間の意義に関しては、出訴期間か権利保存期間かという問題と、除斥期間か時効期間かという二つの問題がある。

まず、出訴期間か権利保存期間かという問題に関し、学説では、出訴期間説が有力である¹。その理由は、裁判外での権利行使で足りるとすると、問題を速やかに解決しようとした立法趣旨に反するというものである。

これに対し、我が国の国民の裁判に対する意識を考えると、1年以内に訴えを提起することを要するとしたのでは、多くの場合に買主の救済の途を閉ざすことになってしまい酷であると批判し、この期間は裁判外で権利行使することにより期間制限の制約を免れることができると解する権利保存期間説がある²。

他方、大審院が民法566条3項に類似する規定について出訴期間説を採用しないことを明らかにしており³、本件判決は、この考え方を踏襲して権利保存期間説に立つことを明らかにした。その理由ないし根拠は、「法条の文言に照らすと」という判決文からして、出訴を要するとの文言がないことに求めているものと考えられる。

(3) 民法566条3項の期間制限：除斥期間か時効期間か

除斥期間とは、民法等の法令に規定されている用語ではないが、学説・判例上古くから認められている概念であり、権利関係を速やかに確定するために設けられた権利の存続期間である。時効期間との大きな違いは、第一に、時効で認められる完成猶予や更新が適用されない、いわば固定期間である点、第二に、時効の効果を受けようとする者は援用しなければならないのに対し、除斥の場合、援用がなくても裁判所はこの期間が経過すれば、権利が消滅したものとして裁判しなければならない点である⁴。

学説は、民法566条3項の1年の期間は除斥期間であるとする説が多数説である⁵。

判例を見ると、民法566条3項の1年の期間については、本件判決の前まで除斥期間であると明示するものはなかったようである。しかし、民法564条の1年の期間⁶、民法637条1項の1年の期間⁷についての判例は既に当該期間を除斥期間と解していた。そこで、民法566条3項の1年の期間についても、判例の考え方は除斥期間とすると一般に解されていたところ、本件判決はその点を明確に判示したものである。

(4) 権利行使の方法

除斥期間内での裁判外での権利行使の方法については、それまで必ずしも明確ではなかったが、本件判決は、「少なくとも、売主に対し具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要がある」との新たな判断基準を示した。

裁判外での権利行使の方法としては、抽象的には当該の権利内容を主張するという「意思通知」があれば足りるという選択肢もある。しかし、このような通知をただで権利保存の効果を認めることには、短期間のうちに権利関係を確定することを目的とする除斥期間の趣旨に反するという批判がある⁸。

ただ、この点については、過度の厳格さを要求すると、瑕疵の存在は発見できたが、損害額や損害賠償請求の相手方を確定できない場合や、買主が漠然とした内容の瑕疵ある旨の通知をし、売主が買主との交渉に応ずるかのような姿勢を示したために訴えの提起が遅延したような場合に、除斥期間の徒過を理由に買主の保護が否定され、買主に酷な結果が導かれかねない懸念があるという指摘もある⁹。

(5) 商法526条の検査通知義務と民法上の規律の関係

この問題についてY2は、商法526条は、商人間の売買において目的物に瑕疵があった場合、その損害賠償請求権は6か月以内に行使しなければならないと規定するが、Xは、本件売買による損害の最終発生日である昭和55年3月4日から3年以上も経過した昭和58年2月7日に本件訴状を提出して損害賠償請求権を行使したのであるから、Xの損害賠償請求権の行使は不適法であると抗弁した。

第一審は、本件商品の検査は物理的に可能であったとしても、経済的、営業的には不可能であって、結局は消費者が購入後着用の際に始めて瑕疵を発見することができるものというべきであるから、Xが転売先から瑕疵ある旨の通知を受けた時点で直ちにこれをY2に通知すれば足りる。そして、Xが転売先から通知を受けて直ちにY2に対し通知をしたのであるから、Y2の通知義務違反の主張は理由がないと判示した。

原審（第二審）は、商法526条の趣旨は、検査及び通知義務を怠った時に損害賠償請求等をし得なくなるというのであって、Y2主張のごとく損害賠償請求権の不行使によるその請求権の消滅に関する規定ではないから、Y2の主張は失当であると判示した。

これに対し本件判決は、商法526条は、商人間の売買における目的物に瑕疵又は数量不足がある場合に、買主が売主に対して損害賠償請求権等の権利を行使するための前提要件を規定したにとどまり、同条所定の義務を履行することにより買主が行使し得る権利の内容及びその消長につ

いては、民法の一般原則の定めるところによるべきであると判示し、商法526条と民法の関連規定の関係について、前者が後者の前提要件であることを明確にした。

そして、担保責任に基づく損害賠償請求権が1年の除斥期間の経過により消滅することは、商法526条による要件が充足されたこととは関わりがないと判示した。

(6) 本件判決の判断

Xが本件売買目的物に瑕疵があることを知ったのは昭和54年12月末ないし翌55年1月初めであり、損害賠償を求める本件訴訟を提起したのは昭和58年12月7日であって、瑕疵を知った最終日から1年以上を経過していた。本件判決は、この点を指摘して、除斥期間の経過の有無について何ら判断することなく、Xの請求を認容すべきものとした原判決には理由不備の違法があるとして、原判決を破棄した。

また、1年の除斥期間経過をもって、直ちに損害賠償請求権が消滅したものということとはできないが、損害賠償請求権を保存するには、少なくとも、売主に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要があるという判断基準を新たに提示した。そして、Xが売買目的物の瑕疵の通知をした際などに、この判断基準により損害賠償請求権を行使して、除斥期間内にこれを保存したものということができるか否かにつき、審理を尽くさせるため、原審に差し戻した。

(7) 民法（債権法）改正後のルール

① 民法566条の新たな規律

民法（債権法）改正により566条の規律は、大きく改められた。すなわち、改正後の566条は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における買主の権利について期間制限を設けた。

具体的には、買主が担保責任に関する権利を保存するための要件を改め、買主は、目的物が契約の内容に適合しないことを知った時から1年以内にその旨を売主に通知しなければ、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない（新566条本文）。

この改正の背景には、本件判決がある。本件判決は、損害賠償請求権を保存するには、少なくとも、売主に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要があるという判断基準を提示したが、これに対しては、買主にここまでの負担を課すことは加重ではないかとの指摘があった。そこで、買主の負担を軽減する観点から、今回の改正がされたのである¹⁰。

ここで、「通知」の具体的な内容が問題となるが、単に契約との不適合がある旨を抽象的に伝えるのみでは足りず、かと言って、細目にわたるまでの必要はなく、不適合の内容を把握することが可能な程度に、不適合の種類・範囲を伝えることであるとされる¹¹。

② 時効の新たなルール

改正民法においては、消滅時効の長期化を避けるため¹²、債権の消滅時効の起算点及び期間に

ついて、「権利を行使することができる時」から10年という旧法の原則的な消滅時効期間は維持した上で、「権利を行使することができることを知った時」から5年という主観的起算点からの消滅時効期間を追加し、そのいずれかが経過した場合には、時効により債権が消滅するという規定に改められた（新166条1項）。

その結果、売買契約の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合における買主の履行の追完請求その他の権利は、まず、566条により通知をしなければ保存することができないところ、通知をする以上、権利を行使することができることを知っているはずだから、時効に関しては10年の原則的な期間ではなく、5年が適用されることになる。

つまり、1年以内に通知、5年以内に時効の完成猶予・更新をしなければならないという規律に改められた。

③ 商法526条

民法（債権法）改正に伴い、商法526条の条文は、次のように改められた。

（買主による目的物の検査及び通知）

第526条 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなければ、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が六箇月以内にその不適合を発見したときも、同様とする。

3 前項の規定は、売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が悪意であった場合には、適用しない。

従前の損害賠償の請求及び契約の解除が改正民法の規定ぶりに合わせて、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除に改められた以外は変更がない¹³。

なお、商法526条に規定する通知の内容について、判例は、単に売買の目的物に瑕疵があることを通知するのみでは十分ではなく、瑕疵の種類及び瑕疵の大体の範囲を通知することを要するが、その細目を通知することは要しないとしており¹⁴、改正民法566条の通知の内容と同じであると言える。

5. 本件判決の意義

(1) 最高裁としての初めての判断

本件判決は、当時の民法566条3項にいう1年の期間は、権利保存期間であって除斥期間であると判示し、学説上では除斥期間と解さない有力説もあったが、大審院以来の裁判実務の考え方を踏襲することを明示的に確認したところに意義がある。

(2) 本件判決の射程：その1

本件判決は、「少なくとも、売主に対し具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要がある」との新たな判断基準を示したが、4.(7)①で述べたように、それが背景となって改正民法では、通知制度に改められるとともに、通知の内容として細目を明らかにする必要はないと解されているので、その点では本件判決の判示事項が立法及びその解釈により改正されたと言える。

ただし、通知の内容の具体的な基準については、なお明らかではないので、今後の実務の蓄積によることとなる。

(3) 本件判決の射程：その2

本件判決は、商法526条と民法の関連規定の関係について、前者が後者の前提要件であることを明確にした。

この点については、現行法上も引き続き同様であると解される。

本件判決はまた、担保責任に基づく損害賠償請求権が1年の除斥期間の経過により消滅することは、商法526条による要件が充足されたこととは関わりがないと判示した。この点については、改正民法566条が1年以内の通知制度を導入し、かつ、通知の内容が商法526条と同様のものと解されるので、商法526条に基づく6箇月以内の通知をすれば、改正民法566条が1年以内の通知もまた履行したことになるという関係に立つものと解される。

6. 宅地建物取引業者としての留意点

宅建業者としては、4.(7)①で述べたように、改正民法566条が買主の負担軽減の観点に基づく規律であることを十分理解し、万一、仲介した取引物件に契約不適合が発見された場合、買主が適法に通知することができるよう配慮することが望まれる。すなわち、通知の内容が抽象的で改正民法566条の通知に該当しないと評価されることのないように留意する一方で、詳細な内容を求めるあまり、買主が過剰な負担と感じて通知を忌避する結果をもたらすことのないようにバランスをとる必要がある。

また、宅建業者は不動産の買主になるものもあり、この場合は当然に商人たる立場に立つので、4.(7)③で述べた点を十分に理解して、自己の購入した取引物件に契約不適合が発見された場合、紛争にならないよう、適切に対応することが求められる。

7. 本件判決に関する評釈

- ・塩月秀平『最高裁判所判例解説 民事篇（平成4年度）』383頁
- ・塩月秀平「判例解説18事件」『法曹時報』46巻7号141頁
- ・山崎英二「平成5年度主要判例解説」『判例タイムズ臨時増刊』852号64頁
- ・塩月秀平『ジュリスト』1018号72頁
- ・鎌田薫「平成4年度重要判例解説」『ジュリスト臨時増刊』1024号83頁
- ・鎌田薫『NBL』516号52頁

- ・ 半田吉信「判評」415号40頁『判例時報』1461号202頁
- ・ 道野真弘『ジュリスト別冊（商法判例百選）』243号86頁
- ・ 道野真弘『ジュリスト別冊（商法（総則・商行為）判例百選 第5版）』194号108頁
- ・ 後藤紀一『ジュリスト別冊（商法（総則・商行為）判例百選 第4版）』164号116頁
- ・ 塩田秀平『ジュリスト増刊（最高裁時の判例2）』178頁
- ・ 鎌田薫『NBL別冊』30号107頁
- ・ 西尾信一『手形研究』478号68頁
- ・ 下森定『法学教室別冊（付録・判例セレクト1993）』162号26頁
- ・ 田山輝明『判例リマックス（1994年上）』8号57頁
- ・ 石松勉『岡山商大社会総合研究所報』22号169頁
- ・ 井上登紀代『立教大学大学院法学研究』15号246頁
- ・ 山野日章夫『法学セミナー』463号38頁
- ・ 遠藤浩『民事研修』551号17頁
- ・ 松岡久和「1.民法566条3項にいう1年の期間の性質 2.瑕疵担保による損害賠償請求権の除斥期間と裁判上の権利行使の要否」民商法雑誌109巻1号105頁
- ・ 法律時報65巻6号163頁
- ・ 判例時報1441号77頁
- ・ 判例タイムズ802号105頁

-
- 1 我妻栄「債権各論中巻一」279頁、柚木馨・高木多喜男「注釈民法（14）」149頁、217頁ほか。
 - 2 川島武宣『民法総則』577頁、半田吉信『担保責任の再構成』287頁。
 - 3 民法600条に規定する期間について大審院昭和8年2月8日判決民集12巻60頁、民法564条に規定する期間について大審院昭和10年11月9日民集14巻1899頁など。
 - 4 除斥期間の開始時点は権利の行使が可能な時点であり、売買契約の場合、目的物の契約不適合（瑕疵）を知った時点である。
 - 5 学説によれば、立法者の考え方も同旨であったとするが、その理論的根拠としては、①条文上「時効二因リ消滅ス」とされており、訴えの提起を要する旨の文言がないこと、②解除権のような形成権の行使は、権利者の一方的な意思表示で足りることから、解除権を中核とする担保責任の期間制限を除斥期間と解さざるを得ないこと、③代金減額請求または契約解除権の行使方法には制約がないのであるから、期間内に裁判外の権利行使があれば、一般の消滅時効にかかるまで請求権が存続するのが自然な推論とするものである。高橋眞『新版注釈民法（14）』216頁以下を参照。
 - 6 大審院昭和10年11月9日判決民集14巻21号、最高裁一小昭和48年7月12日判決民集27巻7号785頁、判例タイムズ299号289頁等。
 - 7 最高裁一小昭和51年3月4日判決民集30巻2号48頁。
 - 8 柴田保幸「昭51最判解説（民）」24頁は、時効中断における催告又は訴状に記載することが要求される程度に当該債権を特定し、請求する金額を明示してその履行を求めることが必要であるとし、権利行使の方法につき具体性、明確性を求めている。
 - 9 鎌田薫「平成5年度重要判例解説」『ジュリスト』1046号、85頁。
 - 10 筒井健夫・村松秀樹『一問一答・民法（債権関係）改正』商事法務、2018年、285頁参照。
 - 11 前掲注10の285頁は、「通知」の趣旨は、引き渡した物の種類や品質に関する欠陥等は時間の経過とともに不分明となるため、不適合を知った買主から早期にその事実を知らせ、売主にその存在を認識し把握する機会を与えることにありと説明している。

12 前掲注10の41頁参照。

13 改正民法は、目的物の種類及び品質に関する契約不適合のみを規定し、数量を含まないのに対し、商法の規律は数量も対象とする。

14 大審院大正11年4月1日判決、大民集1号155頁。